

令和元2年1月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和2年1月17日(金) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

吉田 善一 委員 渡部 忠吉 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

主 査(併任) 大和田 千歳

副主査(併任) 森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会1月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様、あらためまして令和2年、新年を迎えましてあけましておめでとうございます。

まもなく震災の事故から満9年を迎え、双葉町もようやく一部の先行避難解除等があり3月にはJR常磐線も富岡浪江間、いわゆる全線開通しその他様々に大きな動きになるようであります。今月発行された広報請戸川の内容に双葉町が田の地区除外申請箇所が示されております。それによると平成25年度に714haの面積が平成30年度現在には612haとなり100ha以上の優良農地が転用されたことになっております。このまま一部ではさらに進む傾向と考えられます。私たちは残された農地をいかに効率的に運用するかが課題となりますが大変難しい問題だと思っております。今年も様々なことが待ち受けていると思っておりますが今は前進あるのみだと考えております。今年もどうかよろしく願いいたします。

以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。議事に入る前に、高田農地利用推進委員より欠席の連絡が

ありましたので、ご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしく申し上げます。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年1月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には4番 木幡 治 委員、6番 西尾 富雄 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

お手元の資料の3ページをご覧ください。議案第1号「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づく農地転用の許可申請」があったので審議に付す。令和2年1月17日提出双葉町農業委員会会長 泉田健一。

資料は4ページから41ページまでとなります。こちらは中野復興拠点整備用地内の用水路施工のために、双葉町大字中野字江又××番×ほか2筆を工事用仮設道路及び工事用資材置場として利用することから、農地の一時転用となります。双葉町大字中野字江又××番×ほか2筆に関しましては被相続人の××××氏の所有地であります。平成29年5月にご本人が亡くなり、現在は未相続の土地であります。今回は法定相続人の××××氏、××××氏からの承諾を得ています。農地面積に関して2,757平方メートルのうち、農地一時転用面積が1049.2平方メートルとなります。土地利用に関しまして1122.8平方メートルとなっておりますが、工事用仮設道路及び工事用資材置場の利用面積と道路・水路敷の面積を合わせたものが利用される面積となります。期間は許可の日から令和2年4月30日までの3カ月となり、賃貸借を設定しております。資金の調達計画ですが収入は自己資金で賄い、用地費と造成費に支出していきます。

今回、一時的に仮設道路に土砂を置く場合、工事個所から土砂が民地のほうに流れ込まないように境界に土のうを設置します。既設水路について通水断面をし、敷き鉄板を設置して水路

を損傷しないように保護します。

今回の申請値は請戸川地区の受益地ですので農地の一時転用に関する意見書が13ページに添付されています。田中建設株式会社と前田建設工業株式会社東北支店が復旧・復興建設工事共同企業体の協定書を締結し、田中建設株式会社が代表となっております。そのため、田中建設株式会社の履行事項全部証明書、定款を添付しています。出資割合は田中建設株式会社が30パーセント、前田建設工業株式会社東北支店が70パーセントとなっております。前田建設工業の預金残高証明書が添付されています。

工事完了後には土木シート及び敷鉄板を撤去し、農地へ復元することとなっております。

ご審議よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆議長（泉田会長）

これから議案第1号の審議に入ります。

本件に係る調査結果を地区調査委員である高木幸恵委員から報告願います。

○高木委員

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する調査については、令和2年1月15日（水）に行いました。双葉町大字中野字江又××番×ほか2筆に関する一時転用について、事務局から内容に関する説明を受け、現地調査を行いました。今回の許可申請については申請どおりと確認しましたので報告します。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○大橋委員

工事の図面が添付されていませんが施工場所等はどこですか。

○志賀事務局長

資料23ページになります。申請書、位置図となります。場所は農協のカントリーエレベーターのある所でして下条用水路から中江排水路、中間貯蔵施設と中野産業復興拠点の間にある水路になります。

○澤上委員

洪水等があった時に水が両竹のほうへ流れてしまうのではないか。

○志賀事務局長

排水は渋江川にもっていくという考えです。断面上はカントリーの交差点から横断して新たな水路を作り両竹までいく状況です。

◆議長（泉田会長）

そのほかございますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時49分）

引き続き、下記事項について協議

（1）令和2年2月定例総会の開催及び日程について

（閉会時間 13時53分）

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....泉田 健一.....^印

議事録署名人.....木幡 治.....^印

議事録署名人.....西尾 富雄.....^印